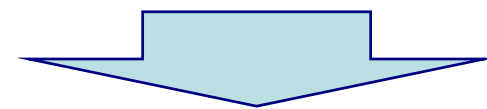


- ダム検証の手続きとして、河川法16条の2(河川整備計画)等に準じて学識経験を有する者、関係住民、関係利水者等の意見を聴くことが定められている。
- 淀川水系流域委員会は、河川法第16条の2第3項の趣旨を踏まえ設置された学識経験を有する者で構成される委員会であり、ダム検証の結果によっては、河川整備計画の変更等を行う可能性があり、これらの手続きを円滑に進めることが重要であることから、意見を聴く学識経験を有する者として、当委員会委員が最も適していると考えられる



上記の理由から、淀川水系流域委員会の委員の皆様を、ダム検証の手続きの学識経験者として選定させていただき、ご意見を伺う予定です。

(参考) 淀川水系流域委員会の目的

- ・淀川水系河川整備計画に基づき河川管理者が毎年度実施する事業や施策の進捗状況の点検結果について、意見をのべる
こと
- ・**淀川水系河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合**に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べること

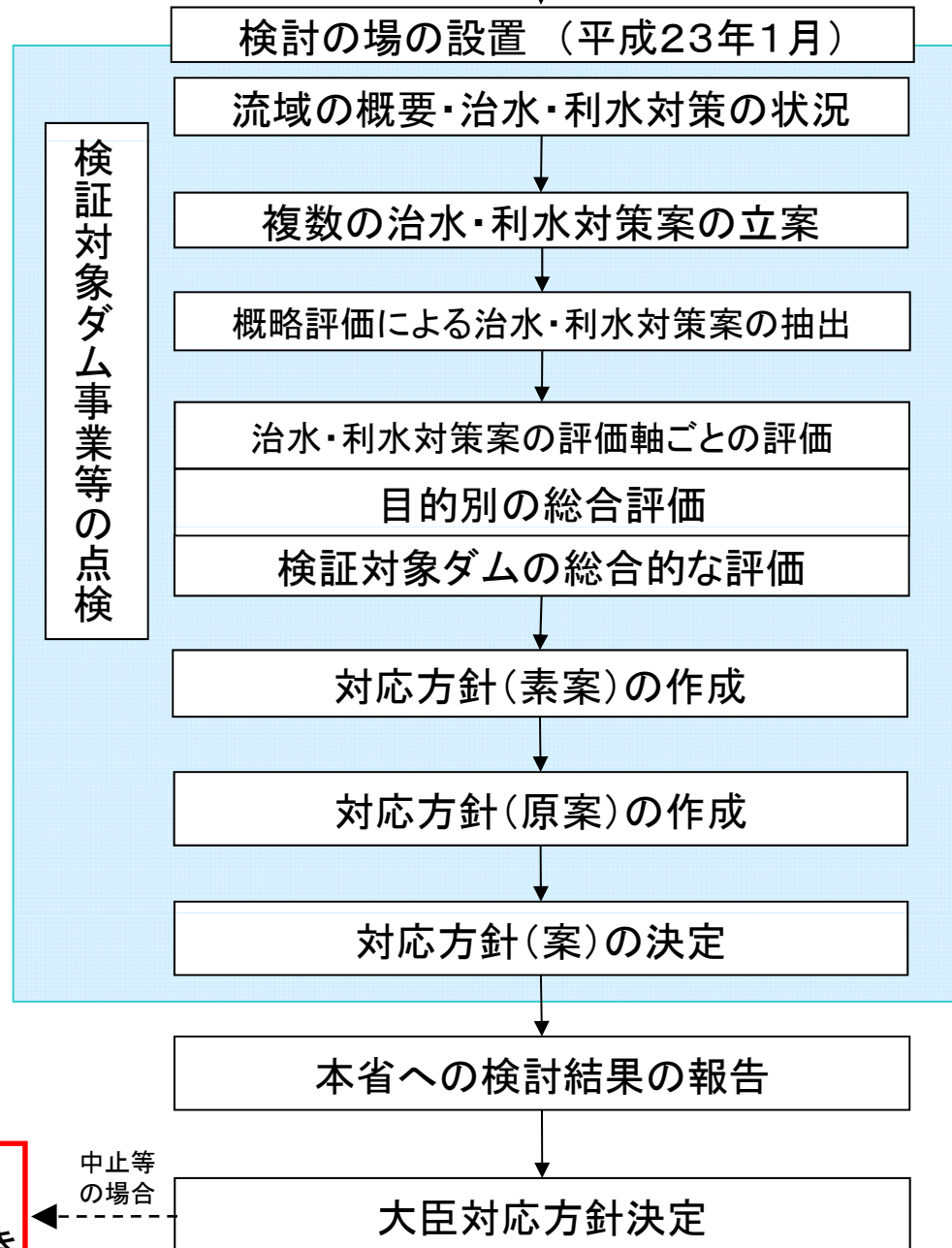
ダム検証における意見聴取について

有識者会議「中間とりまとめ」公表 平成22年9月

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定
国土交通大臣が個別ダム検証に係る検討を指示又は要請

再評価実施要領細目の目的

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、平成22年9月から臨時的にかつ一斉に行うダム事業の再評価を実施するための運用を定めることを目的とする。



河川法第16条の2に準じた手続
(学識経験者、関係住民、関係地方公共団体の意見聴取)
※ 意見聴取を補足する手段として意見募集を行う。

事業評価監視委員会

有識者会議

学識経験を有する者からの意見聴取